

## オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が管理する「オッポラン研究所ロゴマーク（以下「マーク」という。）」の利用の許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、事務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

### (マークの目的)

第2条 マークは、マーク利用希望者が、坂戸市産の農産物においてこれまで捨てられてきた（おっぼられてきた）ものに着目し、「オッポラン精神」で取り組む坂戸市6次産業に係るすべての活動に対して付与される地域ブランド名であるオッポラン研究所（以下「本活動」という。）を積極的に推進する、という意味を表明するためのものである。

### (マークの利用等)

第3条 マークの利用方法及び利用の範囲は、市が別途定める「オッポラン研究所ロゴマーク利用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の通りとする。

2 マークを利用する者（以下「利用者」という。）は、マニュアルに定めた以外の方法及び範囲で利用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、モノクロを選択することができる。

### (利用許諾の申請及び許諾)

第4条 マークの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を市長あてに申請をするものとする。

(1) 「食品以外に利用」の場合 オッポラン研究所ロゴマーク（食品以外に利用する場合）利用許諾申込書（様式第1-1号）

(2) 「食品に利用」の場合 オッポラン研究所ロゴマーク（食品に利用する場合）利用許諾申込書（様式第1-2号）

(3) 「食品以外に利用」及び「食品に利用」する場合 オッポラン研究所ロゴマーク（食品以外に利用する場合）利用許諾申込書（様式第1-1号）及びオッポラン研究所ロゴマーク（食品に利用する場合）利用許諾申込書（様式第1-2号）

2 市長は、内容を審査の上、マークの利用を認めた場合には、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾証（様式第2号）を発行し、マニュアルを添付する。

3 市長は、マークの利用申請及び利用に当たって必要に応じて条件をつけ

ることができる。

(マークの許諾条件)

第5条 マークの許諾は、次の活動のいずれかに該当する場合に行う。

(1) マークを食品以外に利用する場合

ア 本市6次産業に係る広報活動又は事業活動での利用

イ 地産地消、地域農産物等をテーマにした販売促進キャンペーンなど  
本市6次産業推進に寄与する取組での利用

ウ 名刺や事務所での掲示など本活動への支援を表明するための利用

(2) マークを食品に利用する場合

ア 本市6次産業を推進する商品又はメニュー

(3) その他特別な事情があると市長が認めた場合

2 次のような利用は、禁止する。

(1) 個別の商品、利用者が提供するサービス及び事業活動の内容を保証する又は保証すると誤認させる利用

(2) 個別の商品における原材料の坂戸市産の農産物比率が高いことや、商品又は原材料の品質を保証すると誤認させる利用

(3) 法令や公序良俗に反すると認められるような利用

(4) 募金活動と関連付けての利用

(5) その他本活動の趣旨に反すると認められるような利用

3 マークの利用により問題が生じた際、市長及び市は、一切責任を負わない。マークの利用や表現にあたっては、利用者の責任において十分注意するものとする。

(マークの利用料)

第6条 マークは、無償で利用することができる。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、本要領、マニュアル等を厳格に遵守しなければならない。また、利用者は、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行ってはならない。

2 利用者は、第三者が本要領に基づかないマークの利用をしている事実を発見した場合は、直ちに市長に通知する義務を負う。

3 利用者がマークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該利用者は、その損害について、全責任を負うものとし、市長、市は一切の損害又は損失の責任を負わない。

4 利用者は、市長から要請がある場合は、ただちにマークの利用実態の報告やマークを利用した物の提出などを行わなければならない。

(マークの不適切な利用などにあたっての措置)

第8条 利用者が本要領、マニュアルに違反したと市長が認めた場合、本活動の趣旨に反するような行為、法令や公序良俗に反する行為を行ったと市長が認めた場合など、市長が必要と認めた場合は、次の措置を順次講ずることとする。

(1) 是正のための改善指導

(2) 警告

(3) オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾の取消し

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(マークの利用期間)

第9条 利用期間は、申請日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、市長からの期間終了の連絡又は利用者からマーク利用を取り止める旨の届出書の提出がない限り、各年度の4月1日から翌年度の3月末までを利用期間として、毎利用期間ごとに利用許諾を自動的に更新するものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月7日から施行する。

様式第 1 - 1 号（第 4 条関係）

オッポラン研究所ロゴマーク（食品以外に利用する場合）利用許諾申込書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

オッポラン研究所ロゴマーク（食品以外に利用する場合）利用許諾を受けたいので、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。なお、マークの利用に係る損失補償等について、市は一切の責任を負わないことには異論ありません。

記

- 1 想定されているマーク（食品以外利用）の利用目的  
（該当するすべての項目に○を付ける）
  - （1）本市 6 次産業に係る広報活動又は事業活動での利用を検討
  - （2）地産地消、地域農産物等をテーマにした販売促進キャンペーンなど本市 6 次産業推進に寄与する取組での利用を検討
  - （3）名刺や事務所での掲示など本活動への支援を表明するための利用を検討
  - （4）上記の内容にあてはまらない利用方法  
( )

様式第 1 - 2 号 (第 4 条関係)

オッポラン研究所ロゴマーク (食品に利用する場合) 利用許諾申込書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

オッポラン研究所ロゴマーク (食品に利用する場合) 利用許諾を受けたいので、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。なお、マークの利用に係る損失補償等について、市は一切の責任を負わないことには異論ありません。

記

- 1 商品 (名) ・サービス
- 2 マーク (食品利用) の利用開始時期
- 3 マーク (食品利用) の利用規模 (商品種類・出荷数など)
- 4 商品を通しての活動参加内容 (該当するすべての項目に○を付ける)
  - (1) 本市 6 次産業を推進する商品・メニュー
  - (2) 上記の内容にあてはまらない利用方法( )

様式第2号（第4条関係）

オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾証

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長



年 月 日付けで申請のあったオッポラン研究所ロゴマーク利用許諾については、下記のとおり許諾することに決定したので、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領第4条第2項の規定により通知します。

記

1 利用用途

（1）食品以外に利用する場合

（2）食品に利用する場合

2 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 利用上の注意

オッポラン研究所ロゴマークの利用や表現にあたっては、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領及びオッポラン研究所ロゴマーク利用マニュアルを厳格に遵守してください。